

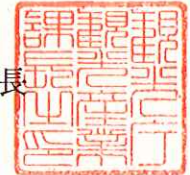


観 観 産 第 8 9 号

平成26年5月9日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



旅行業務の適正な運営の確保の徹底について（注意喚起）

今般、旅行会社の社員が、岐阜県内の高校の遠足で使用するバスの手配ミスを隠すため、生徒を装った手紙を用いて遠足の中止を画策するという事件が発生しました。

同社員の行動が社会的に容認されないことは論を俟たないところですが、本件については、運送サービスの手配という旅行業として最も基本的な業務が適正に行われず、組織として、このような事態の発生を未然に防止できなかった点は問題であり、旅行業界として、このような事態を二度と起こさないよう再発防止に向けて取り組む必要があります。

つきましては、今後、修学旅行及び遠足のピークを迎えることから、旅行業務の適正な運営の確保に万全を期すため、特に以下の点について早急に確認するよう、貴都道府県におかれましても一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種、第3種旅行者、地域限定旅行者、旅行者代理業者

に対して周知方をよろしくお願いいたします。

- 一、現在受注している旅行に係る運送等サービスの手配状況
- 一、旅行契約を締結した際に旅行者に交付する契約書面の発行と交付